

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

社会福祉法人天心会

令和元年度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。経験技能のある介護職員に重点化しつつ職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度で、その他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められる制度となっております。

【算定要件】

この加算取得のためには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分で、それぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ等に掲載し公表していること。（「見える化要件」）

さらに、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定するためには、下記の要件も満たす必要があります。

- (4) 日常生活継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分のいずれかを算定していること。

「見える化要件」とは

介護サービス情報公表システムや法人ホームページを活用するなどして、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を公表することが、介護職員等特定処遇改善加算を取得するために求められます。

【各加算算定状況】

当法人が算定している各加算は下記の通りです。

各介護事業所　：　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

【職場環境要件の取り組み状況】

職場環境要件について、当法人が取り組んでいる内容は下記の通りです。

区 分	内 容
入職促進に向けた取組	○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備 ○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	○地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ○ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供